

食物研究史における「菓子」とその食礼

—「唐菓子」について—

島田勇雄

はじめに

わが国の食物文化一般において中国文化の影響が古来強く認められるが、古代の行事食に使用された「菓子」に関する諸事象の中では「唐菓子」に最も強く中国文化の影響が認められる。それはその名称の示すように、中国風の製菓法を伝承し、おそらく中國式行事食の中に取り入れられたものであり、更に公家の行事食における

その盛行の反映として、春日大社等における神饌としてもそれが用いられきりたっている。行事食としての唐菓子には、普通四種の素材が用いられたが、時には二種または八種が用いられた。鎌倉時代の「厨事類記」には八種以上の素材名が挙げてある。それらの素材名の中には、唐の京巨源の「食譜」その他に見ることのできる名称

もあるので、それらの中国出自のものがその製法と同時にその素材名も伝来せしめたものと思われる。それらの中には、私ごときには中國書の中から拾うことのできないものもある。私が知らないような素材もあるに違いないが、また中國書には跡をとどめぬものが日本にのみ伝承されるというものもあるかも知れない。ただ「厨事類記」に記述される製法や名称が本然のものから若干変化している、ということは当然考えられることである。

公家の行事食は律令体制下に逐次整備し、ことに公家が經濟的にも政治的にも実権を掌握した摄関体制下では儀式と政治とかほとんど不可分に結合したとされるが、その時代にそれは最も充実し、院政時代以後における公家の没落とともにそれは衰微し、公家政権の凋落とともに全く廢棄したと言つてよい。唐菓子の運命もそれとはほぼ軌を一にしたと言うことができるかも知れない。今、唐菓子は神

鏡の中にわずかに過去の余映をとどめるにすぎない。

しかし唐菓子が菓子の歴史の中で歩いた道は、單に如上の事に終始するものではない。菓子という語は、本来果実を意味した。それが今日的な造り菓子を指すものに改まったのにには、その契機として古来ある種の造り菓子を唐菓子と呼び、それを菓子の一類に数えたことが挙げられる。室町時代までは、まだ菓子の内実は果実を主にし造り菓子を從にするものであった。が、つづいて南蛮菓子が伝來し、砂糖の使用が次第に多量化するうちに、近世後半から造り菓子が主なるものと考えられるようになつた。おまけに現在では、果実を水菓子と呼ぶに至っている。まさに、庶を貨して母屋を取られた、というティタラクである。

一 律令体制下における唐菓子

律令体制という場合、史学における一般的方法としてはその上限を大化革新におき、その下限を平安初期の頃武・嵯峨朝に予定するのを通例とするようであるが、今はその上限はともかく、下限についてはこれを延喜式の編纂された醍醐天皇の朝におくことにした。延喜式の成立したのは接觸体制の初期に当たるが、延喜式自体は律令に基づいてその官庁における施行細則を定めたものである。

延喜式には時代を反映して接觸体制的な細則が多く混入していることは争えないが、その細案意図からしてそれが律令に基づく細則を定めることを本旨とするところからも、今はこれを律令体制の下限における諸相を示すものと認めることにしたいのである。

鎌倉時代の「厨事類記」は行事食における菓子を干菓子・木菓子・唐菓子・粉餅の四種に分類し、唐菓子については次のように述べている。

唐菓子 梅子枝 桃子枝 銀輪 柱心 黏脣 銀鏡 錦子 团
又青白銀赤紫黃色等用之。或漫色用之。近代以一色一折敷居之。梅子桂花等可供之。

是謂八種唐菓子

右の記述から、八種唐菓子と呼ばれて八種を一組とするものであること、これに着色して用いること、鎌倉時代頃には全部を一色に着色してそれを折敷に載せたこと（逆に、古くは種々に着色したり別々の器皿に載せたりする方法を取っていたこと）などを知ることができ。なお、「梅子枝」とは「梅子」と表記することもあるが、また「梅枝」とも表記することもあるとの意であろう。「厨事類記」の記事などから唐菓子と粉餅とを識別することは困難である。ともに主として中國より伝來の製法に由来すると思われるからである。

おそらく單純に製法だけからは識別することは困難であり、製法の明細のほかに行事食におけるその機能等をあわせ勘案せねばならぬように予想される。

唐菓子という用語は、「和名抄」のほか、「延喜式」の造酒司の項に一例見られる。また主税上の卷には唐菓子の一類の「鈎」についてその材料を挙げるものがある。なお天暦頃に編纂されたという「新儀式」にも「唐菓子・木菓子各四盛也」とある。その名称の用例こそは稀なもの、種々の点からその実体は早くから行なわれていたものと思われる。一つには律令体制を支持した精神的風土からしてもそれが考えられる。律令が制定され、それに基づいて政治が施行され、儀式が整備されるということの中には、中国文化への烈しい憧憬とその導入による文化的同一水準化への烈しい願望と更にそれにより同列にあった半島諸國よりの一步前進への強い期待等々が潜んでいたと思われる。⁽²⁾ したがって宮廷行事一般には積極的に中国風を大きく導入し、それに伴い行事食に関する各種側面に中国風が大きく採用された。諸行事については中国慣行のものを模倣したりわが国固有の行事を中國風に整序したりするなどのこともあつたし、また行事の細部事項では、箸・銀器等の食器・食事用具を導入したり食物素材の輸入・調査などを行つたりした。行事食における食物素材の調査とは、たとえば、後の記述ではあるが、「北山抄」の御元

服儀の項に「新儀式・四」によると、「居御酒肴、唐礼設脯醴醸、今代以乾餽醬」とし、「新儀式・四」に「唐禮大師祝、醴、退降立於西階下、東面。大尉進、醴。降立於大師之南」などとする類である。即ち、唐禮では脯醴醸を使用することになっているが、わが方は素材入手の事情のために乾餽醬を使用してこれに代えるといふものである。おそらくそのような精神的風土の中で、唐菓子の行事食における採用は自然に行なわれたのであろう。ことに、一つには朝儀を扱う式部省の制定に伴い一層中國風の諸方式が公的にも導入されやすかつたであろうし、また一つには多くの帰化人の食生活の中にそれが含まれていたであろうので、その行事食への昇格ということは一層容易であったであろう。

中國式の造り菓子の導入の可能性は、令における大膳職に関する規定に認められる。この場合、令といつても「大宝令」は佚して伝わらず、わずかに養老令が「令義解」「令集解」によつて復原可能であるが、大宝令と養老令とに質的差はなかつたものと考えられていることなどについては別に述べた。⁽³⁾ また宮廷における食事一般に当たる大膳職と天皇の食事を担当する内膳司とは清御原令の段階では分離しておらず大宝令の段階で分離したものであるべく、また分離後日なお浅きために両職司の人的構成その他が明確でないことなどについても述べた。その令の大膳職の規定は次のとくである。

大夫一人。尊。諸國調雜物。及造^ニ庶膳菴^一。醯。菹。醬。鼓。
未膳。肴。薑。雜餅。食料。率^ニ膳部^一以供^ニ其事^一。(略)

主菜餅二人。尊。菜子。造^ニ雜餅等事。

大膳職には大夫以下の事務官と主膳・主菜餅・膳部の三技官があり、主膳は餅等の調味料を、主菜餅は菜子・雜餅を、膳部は調理・配膳をそれぞれ担当したものと思われる。事務官としての大膳の職務の中に「肴菜・雜餅・食料」があり、これに相当するものは技官としての主菜餅の職務に「菜子・造^ニ雜餅等事」であるのがそれであろう。主菜餅の職務は「菜子」と「造^ニ雜餅等事」とに二分されるが、この菜子には「厨事類記」に言う干菜子と木菜子とが含まれ、「造^ニ雜餅等事」には同じく粉餅が含まれることは容易に予想される。このうち干菜子は酒の肴として使用された乾果であり、木菜子は食後のデザートとして使用された鮮菜であろうかということについては述べたことがある。⁽⁴⁾ 果実のこれらのような使用法はすでに中国にあつたことである。粉餅は粉熟や種々の餅類を含むものであり、それはある種の加工食品を意味し、またそれらは主食品や副食品とは異なる用途を持つものであると推定される。ただ、それでは唐菜子は菜子と雜餅とのいすれに含まれたのか、となると、令の規定の上からは明らかにしがたい。令には官撰注釈書としての「令禁解」および私撰注釈書としての「令禁解」があるが、これらには諸

説を引用したきわめて渋然とした解説があるのみで、右の疑問の解決に役立つものは全く認められない。ひるがえって今の観点から言えば、唐菜子は加工食品であり、その点では同じく加工食品である粉餅等と類を等しくすると思われるが、一面その命名に菜子の語を内有していたものとも思われる。そのことに関連していえば、やや後の記録ではあるが、「東宮王記」天暦四年八月五日の項に「東宮供進百日餅、以尋常供膳。大盤供。唐菜子・木菜子・餅・干物。各八種盛様器」とあるものでは、唐菜子と餅とを別類としている。その他の記録類においても唐菜子と粉餅類とは供進の情況を異にすることが推測される。したがつてそれらの点において唐菜子は干菜子・木菜子とやや類を同じくする点が認められる。即ち粉餅とは加工食品という点では類を同じくするにもかかわらず用途の相違という点では別類と考えられ、同時に干菜子の類とは素材の製法その他の点で類を異にするにかかわらず用途の類似という点から同類と考えられ、唐菜子は果実の一種としての取扱いを受け、その命名法を準用して唐菜子と命名されるに至ったものと思われる。そのようにして唐菜子は菜子の一類として早くから行事食に使用されていたものと思われる。

いうまでもないが、上代に菜子と雜餅とがある程度区別されてい

たのは、中国において両者が弁別されていたことへの認識に基づく。中国における菓子がわが国の果実に相当することについてはわが上代人が正しく認識していたことは正倉院文書の用例や「令義解」「令集解」の解説によつても知ることができる。しかし、雜餅についてには「令義解」等に解説はない。一體令の制定に参画した人びとは漢語漢文に通曉する人が多く、たとえば「和名抄」にしばしば引用される「楊氏漢語抄」の筆者に擬せられる陽胡⁽¹⁾真身はそのようなすぐれた学者と考えられているし、その他にも帰化人などが多く参与したと考えられている。また「令義解」等の注釈に当った人びとも同様の知識人と考えられている。しかし「令義解」等にその注釈を欠くことは、それが平易な語でありすぎたためか、もしくは意外に難解な語であったためか、もしくはその解説に援用するに足る中國の文献を知らないかったためかであろう。一體に異國の日常生活の些細な差といふものは分かりにくいものである。古来中國の主たる粉食には餅と餠⁽²⁾とがあり、このほか從たるものに糗と粉とがあつた。餅は米黍粟豆等の穀粉を原料とした食品の総称で、饅・団の類がこれに属し、餠は麥粉を原料とした食品の総称で、餅・餅・餠頭の類がこれに属し、糗は穀物を炒つてから粉末にしたもので、炒麪即ちハッタイ粉の類であり、粉は穀物などから製した澱粉で、粉粢即ち豆索糙の類がその代表的なものである、とさ

れている。そのうち粉食としては餅がまず発達し、つづいて餅時代になつたとされるが、餅による具体的な製品と餅のそれというようなことは他国人にも外形その他から分かりやすいが、その素材としての餅と餅との差といつうことは他国人には分かりにくいものである。分かりにくないので、古人は餅をエサと誤解した。餅についても同様な現象が生じ、これをわが國のモチに充てることになったのである。「和名抄」に引用されるところでは、「楊氏漢語抄」は餅餠・糧餅・結果・捨頭・煎餅・歛喜團の解説はあるが、餅・粉には解説がなかつたと見えて引用されていず、「和名抄」もこれをモチ・コト和訓してそれ以上にわたる解説は加えていない。それらのことから考へるに、おそらく上代人は中国における餅の本義を承知せず、そのような情況の下に令の制定者は中國の永徽令を原本として「造雜餅等」の条文を制定したのであると思われる。

八種の唐菓子の名は鎌倉時代の「厨事類記」を俟つまでもなく「和名抄」に載つてゐる。即ち「今案俗脱梅枝・桔枝・鶴飼・桂心・黏脂・餠餠・餠子・团臺謂之八種菓子」とある。これらの唐菓子のわが国における製法は「厨事類記」に大略擧げてあるが、それは時代は遙かに後のことなので、製法上の変化も生じてゐることと思われる。中国におけるものは製法その他に関する文献上の記録上からしてこれらは小麦粉を材料とする製品であり、したがつてこれら

は中國においては餅に屬するものと考えられている。けれども、これららの製法がわが國に伝來したとしても、それはわが國のモチ類と材料や製法などを異にするので、わが國の解釈における「雜餅等」の範疇には含まれなかつたであつた。

延喜式には各種食品を製造するために必要な材料の明細が若干ある。それらには大膳下の卷の「造雜物法」の項に載る「索餅料・糖料・醸料・米粉料・交粉料・然大豆粉料・然小豆粉料・乾大麻料等々」や内膳司の卷の「造粉熟料」のように所要材料の大半を括するものもあり、また内膳司の卷の「供御月料」の項のように「造^ニ雜餅^{一升}」などと所要材料の一部を断片的に記載するものなどがある。またそれらの記述についてもその材料の種類を明確に識別表記するか否かについては必ずしも絶対的信頼を置きがたいものもある。たとえば、「白餅。黑餅各用米一升(黑餅以風黍)」とあるものでは、この「米」は糯米である。それでは粳米も糯米もともに「米」とのみ記述するのかというに、そうでもない。「粽料糙米二石(略)」(内膳司)では、粽の材料として糯米を明記している。

延喜式の中で唐菓子や餅などの材料に關係のありそうな記述以下のようなものが見られるが、それらについて右のことを含みとして考えることにする。即ち、

(1) 索餅料小麦卅石。粉米九斛。紀伊塙一斛七斗。絹井薄絶繩各卅

二口(略)(内膳司・年料)

(2) 索餅料。小麦粉一石五斗。米粉六斗。塙五升。得三六百七十五

束。手束索餅亦同(内膳司・造雜物法)

(3) 俗一口別菜料。搗糰^{一合}。糰糊。栗糊各一合。索餅料。糖

蜜^{一合}。索餅料三勺。塙^{一合}。然大豆^{一合}。然小豆^{一合}。汁物并索餅料

各三勺。荏子^{一合}。胡麻子^{一合}。粟糊^{一合}。酢^{一合}。索餅料^{一合}。搗糰^{二勺}。味醬^{一勺}。塙^{一勺}。索餅料六勺。生栗子^{一合}。胡桃

子^{一合}。搗糰^{五勺}。栗糊^{一勺}。生栗子^{一合}。搗糰^{一合}。生栗子^{一合}。搗糰^{一合}。胡桃^{一合}。

梨子^{一合}。桃子^{一合}。柑子^{一合}。柚子^{一合}。橘子^{三房}。栗糊^{一合}。大

膳下・仁王經^{一合}。供養料(大膳下)

(4) 糯米三升。大豆一合八勺七撮。小豆一合八勺。生栗子三升。搗

栗子^{二升}。干柿^{一升}。橘子^二。落葉^{上七}。四處^{四處}。栗糊^{一合}。金光明寺安居

・大直神一座

(5) 糯米六升四合。雜餅四升(主膳上・金光明寺安居)

(6) 造雜餅^{一升}。料甘醴^{一升}。(内膳司・供御月料)

(7) 俗一口別菜料。搗糰^{三勺}。粟糊^{一合}。塙^{三勺}。(大膳下・仁王經^{一合}。供養料)

(8) 凡山城国所造^{供御}。葛野餅料稻。每年三百束。以正税充之。

(主税上)

(9) 大豆餅料一合五勺、小豆餅料三合（大脑下・最勝王經齊会供養料）

〔前一日供飯料稻四把。粥料稻八分。餅料稻三把。煎內料油一合八勺。雜菜子四升。燈油一合（主供上・出靈園四王寺春秋修法）

〔勾餅管五合。末豆子管五合。大豆餅管十合。小豆餅管十合。捻頭管五合。稈管五合。已上六種。別納三枚。〕（神祇七・神御雜物）

〔油八分葉料。（大膳上・松尾神祭雜給料）

〔芋葉子并葉料各三合（大膳下・最勝王經齊会供養料）

右の(1)(2)(3)から索餅は小麦粉・米粉を主材料としこれに塩を加えるのみのものもあるし、更にこれに糖・小豆・酢・醬・生薑・胡桃子等多くのものを加えるものもあることを知る。(3)(4)から、菓餅は稻穀・粟穀を主にしこれに糖・黒大豆・小豆・荏子・胡麻子・味醬・塩・生栗・撻栗子・干柿・薯蕷・梨子・桃子・柚子・橘子等を加えることを知る。ことに団の餡は唐菓子の一種で、「和名抄」に「楊子漢語抄云 糜餅形如蠶子^ノ者也 和名万類別」であるもの、米を材料として製品を油で揚げたものであることが知られる。団の撻頭も「和名抄」に「楊氏漢語抄云 捻頭白木如大^ノ云麥子」とあるもので、これは材料に麦粉を用いたものによつてある。環餅は「煮民要術」等

に「一名葉具」とするもので、蜜や牛羊の乳で味付けした餅を繩のようにならべて環にし油で揚げたものである。今のかりんとうのようなものであつたろうと考えられてゐる。撻頭は中国の何に相等するか明らかでない。ただ「齊民要術」に「鐵餅一名蠶子」とするものがある。青木博士は環餅の一部を切り離した形で、蠶が尾を巻き上げたような形なので蠶子と命名したのであらうとされる。あるいはその類であるかも知れない。「和名抄」には「國俗云鐵餅今素環餅也」（此餅名一宋人詳餅名ニ煎麪作^ニ蠶虫形^ニ也）あるものがそれであろうか。索餅は「新撰字鏡」に「牟義餅」とするもので、今日の千ウドンの如きものであつたらしいが、製法上今日の如く細くできず太めのものであつたらしい。これは手束索餅同様に小麦粉を主たる原料とし、その点中國の餅に近いと言える。菓餅の実体は明らかでないが、糯米・糯粟を主材料とする点ではモチ類であるかとも思われる。餅は米を主材料とする点では、中國の餅とは異質のものとなつてゐることが知られる。わが国では米が多く小麦が少いという事情から材料についての差が生じたものかとも考えられる。いずれにしても、餅類と表記されるものが必ずしも小麦粉を主材料とするものではないことの知られる点において、これらは重要な記録である。

以上のように、わが古代の人たちは中國における餅の本義を知らず、そのため誤ってこの字をわが国のモチに充て、また中國より伝

來の餅の種々もその使用材料に差違が生じたという段階で、あるいはそれらの過程で、令に大膳職の職務を規定する際、中國の永徽令を參照して、その職務を「菓子。造⁽¹⁾雜餅」と二分することになる。その際、菓子と雜餅とをどう弁別することにしていたか、弁別されていたか、となると困難な設問である。そのような条件の中で、他の中國伝來の食品がいつ一括されて概念化されるようになったのか、なぜそうする必然性が生じたのか、などは全く困難な設問である。たしかに延喜式には「⁽²⁾」のような一素材に対する名称が存在しているし、また中國伝來の食品の総括名としての唐菓子が存在している。しかしそのようないくつかの条件の中で総括名が成立したのか、その理由は私にはよく説明できない。これを、菓子と雜餅とのどちらにいれた方がよいかとなると、菓子の方が選ばれたらうといふことはすでに述べた。そしてその際そういうことになつたのは菓子と唐菓子とでは行事食における感覚が近いといふことが一つの契機であろうとも述べた。その場合、あるいは更に菓子所の存在したことでも菓子が何を意味するかを考えさせるための一つの示唆を与えたかも知れないと思われる。

菓子所はその他の進物所・穀所・御厨子所等々の関連の所と同様に藏人所に所属し、藏人所の發展とともに發展したものであり、これは本来天皇直属の家政機關として機能したものである。⁽³⁾ その関係

機関は延喜式に多く挙げられるが、撰閥体制の展開の中では相互の間に勢力に消長が見られ、のちの「西宮記」「拾芥抄」の頃には大きく淘汰され、菓子所の名はもうほとんど見られなくなってしまう。しかし延喜式の頃には大いに機能していた。おそらくそれは本来大膳職に所属した主菓餅が内膳司に吸収されていく過程で成立したものと思われ、令における主菓餅の職務を引継ぐものの事務所もしくは作業所として成立したものであるべく、その職務内容は主菓餅のそれを承け、更に時代の進展についてそれが一層高度化されたものであろうと思われる。その存在位置は、宮廷における行事の整序とそれに伴う行事食の整備とその高度化につれて一層一般宮廷人の関心を惹くことになったことであろう。そういうことのために菓子所の所管事項と菓子の内実との相関々係からして菓子が單に果実だけを含んでいた段階より更に拡大化されて理解される可能性が広まつたかと思われる。延喜式における官庁用語としては「甘草煎など」を含む、通常より拡大された用語であったことはすでに述べたが、宮廷行事に関連する用語としてもそれは日常用語よりは広い意義として用いられたものと思われる。

延喜式には唐菓子の語はすでに使用されている。しかし「厨事類記」に分類名として使用されている千菓子や木菓子の語は延喜式にはまだ見られない。もっとも後述のように「西宮記」所引の「延喜

殿上記」には両者はすでに使用されている。菓子は元来果実を表わす語であり、延喜式には菓子という用語用字は頻用されているにもかかわらず、干菓子・木菓子の語はまだ使用されず、むしろそれらに類推したかと思われる唐菓子の語だけが使われているわけである。もっとも木菓子と同一内容を現わすかと思われるものに「鮮物菓子」(大膳上・食肉茶葉等)、「鮮物並雜菓子等料」(大膳上・松尾祐)、「鮮物並菓子土器直」(和紙一・大宮御四座祭)などの用例も見られるので、ある種の分類概念は生じていたことと思われる。

延喜式には唐菓子に含められる「餉」と「捺頭」とがあり、また同じく中國伝来でありながら唐菓子には含められない索餅もある。そのほか粽などもその類に加えることができるであろう。またわが國古来の食品でいながら中國伝来の製品・製法などに影響された食品も數多く挙げられるはずである。そのような食品についてはすでに「古事類苑」の「飲食部」の餅の項に天平年間の正税帳を引用して解説してある。それらの「大日本古文書」等に見える食物関係の研究書としては、閔根真隆氏・「奈良朝食生活の研究」(昭和四九年・吉川弘文館)・鈴方貞亮氏・「日本古代穀物史の研究」(昭和五一年・吉川弘文館)その他食物史関係の諸著があり、それの中では閔根氏の著者が最も詳しい。今それに挙げられた用例を使用して上代における唐菓子関連の食品を挙げれば次のとくである。

「鮮物菓子」(大膳上・食肉茶葉等)、「鮮物並雜菓子等料」(大膳上・松尾祐)、「鮮物並菓子土器直」(和紙一・大宮御四座祭)などの用例も見られるので、ある種の分類概念は生じていたことと思われる。

延喜式には唐菓子に含められる「餉」と「捺頭」とがあり、また同じく中國伝来でありながら唐菓子には含められない索餅もある。そのほか粽などもその類に加えることができるであろう。またわが國古来の食品でいながら中國伝来の製品・製法などに影響された食品も數多く挙げられるはずである。そのような食品についてはすでに「古事類苑」の「飲食部」の餅の項に天平年間の正税帳を引用して解説してある。それらの「大日本古文書」等に見える食物関係の研究書としては、閔根真隆氏・「奈良朝食生活の研究」(昭和四九年・吉川弘文館)・鈴方貞亮氏・「日本古代穀物史の研究」(昭和五一年・吉川弘文館)その他の著者があり、それの中では閔根氏の著者が最も詳しい。今それに挙げられた用例を使用して上代における唐菓子関連の食品を挙げれば次のとくである。

胡麻泊餅は糯米を主材料とする点ではわが国のモチの系統かと思われるが、その名称に「泊」の語のある点と油を使用する点とからは当該国出自のものではないかと思われる。主材料が中国における小麦粉からわが国における米に変化した例は饅頭にも見られることで、これだけからは当該国出自のものに違いないとは言えないわけである。

廿八日不糯米三斗五升 胡麻八升 大角豆五升 糖一升 油二升

米五升已上六種物胡麻泊餅等料 (天平宝字二年、食物用帳)

浮饅餅は布留とも言う。これは延喜式の神祇七の神御雜物に「浮饅五合」とあるもので、浮饅は九条家の一本にオコシコメと訓じてゐるものである。これは「和名抄」に「文選注云布留和名於古之古女以ヒ蜜和レ米煎作也」とあるものに当たるべく、今日の栗オコシのようなものであったと考えられている。

浮饅餅參拾式枚料米陸升肆合 (天平十一年、淡路國正稅帳)
飴捌合布留料伍稻參束式把 (天平十一年、伊豆國正稅帳)

吳床餅は阿久良形でマガリとも云い饅頭に同じい。米を主材料とし今のカリントウのように曲ったものでこれを胡麻油で煮るか揚げるかしたのである。

吳床餅參拾式枚料米陸升肆合升別五枚充稻毫束式把捌分 (天平十一年、淡路國正稅帳)

麥形は延喜式の神祇七にも載る。麥を主材料としそれを糰状にして両端をねじり上げ、それを胡麻油で揚げたものであろう。

麥形參拾式飲料米陸升疊合別五斗充稻芭東式把捌分以「把每一分

(天平十年、淡路國正稅帳)

索餅は「新撰字鏡」に「牟義鏡」とするもので、手東索餅・手東

麥・田東麥・乾麥・千麥も同一もしくは類似の品であったと考えら

れる。小麥粉を主材料とし、延喜式に「乾索餅二十六日」(大膳

下)などとあるので製造過程で乾燥したり料理の際に茹でたりしたものと考えられている。ただ製造技術の未熟なため今日のように細

くできず相当太めの品であつたため麦糰などと命名されたものと考えられる。

小麦五斗作索餅香料三斗七升又飲料米五斗(天平宝字二年、食料五充帳)

一百八十七文田東麥千二百應貢大(天平宝字二年、下充帳)。

又醬二升 醋一升上二豆自東庄田東麥香料(宝字二年、食

物用張)

東市庄解 申買進上乾交事 合毫百疊拾疊菜 直毫伯文(天平

宝字二年、東市庄解)

なお餅の挙例似に見られるように大嘗祭には唐英子が神饌として用いられている。このことがいつ始まつたか明らかではない。延喜式に見るかぎりでは撰開時代前期ともいべき時代にはすでに神饌

として使用されていたといふばかりはない。一体に神饌として使用されるものは宮中での使用の固定された上でのことであると考えられるので、これらの唐菓子が行事食として使用されたのは延喜の朝より相当以前のことであつたらしい、またそのわが國への導入はそれが行事食として常用されたよりも更に以前であつたと思われる。即ち、唐菓子の導入は相当早かつたことと思われるるのである。

二 摂関体制下における唐菓子

摂関体制の実質は延喜の朝以前より始まっていた。しかし本稿ではその頃までを律令体制に含めたが菓子所の成立などにも見られるようにそれは前期摂関期とされる時期に属してもいたわけである。

以後摂関体制最盛期を経て院政期となり、更に鎌倉幕府時代にと続く。政治経済的にはそのような史観を重視すべきであるが、有感故

実の歴史に沿つて行事食の研究史を辿ろうとする本稿では延喜の朝に統く時期をその上限とし、鎌倉時代の終りをその下限とする。それが実情に即していると考えられるからである。有感故実の研究は、官撰の延喜儀式等のあとを承けて、儀式に参加する公家の個々人の観点からして研究は摂関体制の初期から始められた。それは延喜式の編纂開始時の責任者藤原時平の頃から逐次盛になり、延喜式の編

纂修了時の責任者藤原忠平によつて「一つの到達点に達したものである。以後それは九条流・小野宮流の両流に分れ、両派の角逐の中で次第にそれは整備された。その意味で延喜式の編纂に続く時期をその上限とするとは、意味を持つはずである。両流は「北山抄」・「西宮抄」などで総合されていくが、それらの諸研究が進展する中で、最もおくれて行事食の研究が追尾する。それは食事に関するこ

とを、性に關することともに最も人の秘匿すべきことと考える日本人的発想がその根底にあったからであろうが、一面技術的方面における後進性がそうさせたのかも知れない。おくれて鎌倉時代の「厨事類記」によって行事食の研究は大成する。その「厨事類記」において、行事関連事項を最も総合的に取扱うようになり、英子の四分類法に見られるように対象を体系的に整理記述するようになり、食品薬材の具体的料理法を仔細に記述することに見られるようにきわめて具体的な記述方法を取っている。以上のような観点に立つて、延喜の朝から鎌倉時代の終りまでを一括し、かりに撰闕体制下として処理することにした。その間において、撰闕時代盛期に実現された行事食についての研究が徐々に細部にまで深化し、それが「厨事類記」に至つて完成を見たと考えるわけである。

唐菓子のことは「小野宮年中行事」や「九年年中行事」などに見られない。しかし、それは必ずしもそれらが編纂された時期にはま

だ唐菓子という名称が使用されなかつたということを示すものではない。むしろそれらの有職故実書の編集方針として行事食の精細について記述を避けるという原則を立てていたためと解すべきものである。それはのちに引用されるものに延喜の朝において延喜式に記載された如くに唐菓子という名称がすでに使用されていたことを示す資料があるからである。

醍醐天皇の皇子源高明に「西宮記」の著がある。本書の編著年代について和田英松博士は増訂故実叢書本の解題で、「この書のなりし年代に就いては、其内容には証拠とすべき記事も見えざれば、其跋譜以前になりしものか、以後に筆を染めしものか詳ならず」とされ、竹内理三氏は、「刊本と尊經閣所蔵の延喜頃の写本と比較してみても、その半ば近くは、平安後期——和田英松博士は、後治泉天皇頃と考定された——の書き入れ、裏書きが混入して、その原形を求めるとは頗る困難である。(略) それがため西宮記の儀礼が、何れの説を繼承したかは、にわかに断定出来ない。ただそれが小野宮流よりも九条流に近いものではあるまい」とされる。⁽¹⁰⁾

「西宮記」に唐菓子の用例の見られるのはいずれも後にその本文に加えられた頭書・押紙の類によるものである。それらは公家の日記類からの抜書によるもので、今は佚して伝わらぬが、醍醐・村上の朝頃の書とされるものもある。それらによれば唐菓子という名称

は（木葉子という名称も同様に）それらの時代にはすでに通用され

てある。

とを思はせられる。「西宮記」に見られるものはこれらの「皇太子元服」の儀に関連する場合のみであり、唐葉子のそれ以外の使用例

は明らかにされない。したがって唐葉子が行事の中でどのような条件のもとに行事食として機能したかということについての委細は明らかにすることができるにくい。

「西宮記」における卷十一の「皇太子元服」の儀は、「寛平九年（八九七）七月、大夫時平、権大夫道一、兩大納言加御冠、於清涼殿有此儀、即月御綱位」とあるもの、即ち醍醐天皇の元服の儀によるものである。初めに儀式場に使用する屏風・椅子等の道具類の配置について記述するが、その中「母屋西壁下、立欄厨子四基^{高一丈}」とある部分に、地訂故実證書本には「押紙」として次の記述を添え

る。

設御膳葉子干物等、盛以花盤、同日外記々云、傳大納言藤原通明卿、設威儀御膳葉子干物各卅種、盛朱漆彩色一尺花盤、高八寸云々、延喜（十六年十月廿二日）殿上記云、唐葉子十五盛、木葉子十五盛、干物卅盛、以朱漆一尺花盤盛之、南第一御厨子置唐葉子、每階五盛、次一基本葉子、次二基本物

次に元服加冠の儀の終ったあとの部分の押紙として次のものが添

忠和延光紀五居威儀御膳六十盃唐葉子木葉子各十五種干物卅種

並盛花盤以南為上御膳物及花盤傳家所儲納辛檀五合持參

右の記述から見ると、唐葉子は皇太子御元服の儀に際し威儀葉子として用いられたものようである。右の記述と類似の文が「北山抄」の「皇太子元服事」に載るが、それには「設儀御膳葉子」とはせず、単に「設御膳葉子」とのみ記述する。更に天皇還御の後「内膳弁御膳、造酒置酒器、主膳弁皇太子饌」の箇所に次の記事を引用してある。

延喜殿上記云、立御台盤有圓額云々、預供威儀御葉子、前台盤引領額、不用敷物。

延喜殿上記、有引領代等、預供葉子、唐葉子、「木葉子」各四盛、改北底東第二二間裝束、為東宮膳所（略）膳所弁備膳物、妥安等候

「威儀」は「御膳葉子」の行事における職能を示すものとして添えられたものであろう。「威儀御膳葉子」は威儀御膳トシテノ葉子の意である。威儀御膳に類するものは有職故実書に多出し、それらには「威儀師・威儀女房・威儀権官・威儀座・威儀具・威儀物・威儀雜物・威儀御飯」等が延喜式その他に見られる。また、「大和物語」は威儀女房のことが見られる。威儀は宫廷行事等に際し式場に

威儀を整えたり添えたりする職能であり、威儀御膳はそのような用語

途のために使用された御膳である。感儀御膳の用具については「厨事類記」に記述がある。

感儀御膳

御膳子二脚三尺四寸。長五尺。弘一尺五寸。

或時繪。或墨漆。或紫檀地螺鈿。

但近代繪胡粉雲母二画松韻。可レ依時儀。

花盤六十口。花足高八分。底五寸五分。

平盤十五枚。径一尺二寸。花盤盛物。

已上塗三胡粉雲母画二松韻。

器具の寸法・彩色その他には「西宮記」と「厨事類記」とでは差違が見られ、「厨事類記」の方が後の記述であることは言つまでもない。感儀御膳菓子はこれらの器具などを使用し、それらに菓子を盛ったものを式場に並列させてその感儀を整えたもので、その式場における並列の仕方については「南北一行」と割注している。即ち母屋の西壁の下に桶唐子四基を立て、南北に一列に感儀御膳菓子を三十盛並べた。その三十盛の菓子のうち唐菓子が十五盛木菓子が十五盛あった。このような場合、一種類の菓子を一つの用器に盛りあげるのが普通であり、唐菓子十五盛木菓子という場合、それぞれ十五種類の菓子を十五箇ずつ用器に盛るのを通例とすべきである。

が、唐菓子の場合、はたして十五種も作られたかどうかは疑問である。八種の唐菓子ということが通例言われ、儀式には八種の定まつたものがあった。唐菓子の中から八種を選定するということの行われる場合、実際にはそれ以上の種類があり、それらの中から製法等において特異な八種を選出することになったものとも考えられるので、延喜の頃にはきわめて多くの製法が知られていたのであるかも知れない。しかしその時使用された唐菓子の個々の食品についての具体的な名称は明らかにされていない。したがって皇太子御元服に使はれたかを知ることはできない。

天皇遠御後の御膳には酒器が出され、唐菓子および木菓子が各四種、それぞれ別個の用器に盛って出されている。この記述において留意すべきことは、第一に唐菓子と木菓子との両者が酒の席に出されている点である。酒の肴としては干菓子が用いられるのが普通であり、鮮果としての木菓子は食後のデザートとして使用されることが多いが、本項は酒の肴としての用法かと思われる。木菓子が酒の肴として使用されるのであれば、この唐菓子も同じ用途に充てられたことになる。第二に唐菓子を四種使用する点である。干菓子と木菓子とを使用する場合、各四種ずつを対照的に配列させることが行なわれるが、通例の配列法では好まれ、四種物とも呼ばれた。唐菓子を使用する場合にも同様にして四種物として使用することがすでに延喜の頃に

行なわれていたことがこれによって知られる。この二点について
は、菓子類の各種用法として撰圓時代一般に盛行した用法がすでに
延喜時代に確立していたことが知られるという意味において、これ
は重要な記録であるといるべきである。

皇太子加元服儀の行事次第は「北山抄」の方が遙かに詳しい。

「北山抄」は小野宮流の祖実資の孫公任の編述による。公任は小野
宮流の人ではあるが、その女が道長の息闇白教通の室になつたなど
のため九条流に好意を抱き、小野宮流と九条流との両流を統合して
「北山抄」を編したとされる。和田英松博士の「本朝書籍目録考証」
によれば、卷四拾遺雜抄・東宮御元服等は道長の命によって寛仁頃
に抄出したもの、卷五讓位・即位・大賛会の巻は長和元年・同五年
に道長の命によって抄出したもの、卷八・九の大将儀および羽林要
抄はその聲閥白頬通が中將・大將であった長和二年・寛仁元年の頃
にその参考のために撰したものとされる。即ちこれらは九条流の人
の参考のために撰したことになるが、卷一・二の中要抄および卷
十の吏途指南には小野宮流の色彩が濃厚に伺われるとのことであ
る。「北山抄」には唐菓子についてはまず次の記事が見られる。
即ち卷三の内宴の裡番に藏人式として記述する中にある。内宴の
前一日に藏人は雑色・非雑色を指揮して寿殿で式場の諸準備を行
う。さて、当日の準備としては次のことがある。

当日早朝、南廂東第二間鋪綿瑟代、立櫛綿椅子、其東西立置物
御机、「御倚子等在所」番司供御硯、殿司供御火炉、内膳司立
御台盤、供店菓子、櫛部寮置草塾、御座坤角為陪膳座、〔座東
辺、舗所首円座為其座、其座可在御台盤隅角〕

これによつて内宴にも唐菓子が使用されたことは明らかになる
が、なお用法の細部は明らかではない。即ち威儀の菓子であった
か、食用に充てられたか、また食用に使用されたものなら、どのよ
うな条件の中で食用に供されたのか、などのことが明らかでない。
またその唐菓子は四種物か八種物かなどのことも明らかではない。
次に「西宮記」と同様に「皇太子加元服儀」(卷四)にも見られる。
母屋西壁下、立櫛厨子四基、〔南北一行、設御膳菓子干物等、
盛以花盤、紀文云、南第一厨子、唐菓子十五枚、毎階居五枚、
次一基本菓子十五枚、次二基、千物卅枚、盛一尺朱漆彩色花盤、
高八寸、納辛櫃五合參、家司相副供盤〕

これは「西宮記」に威儀御膳菓子とするものであるが、この記事
によつて威儀菓子の配置法が知られる。即ち櫛厨子を四基南北に一
列に並べ、南から第一番の櫛厨子に唐菓子を十五枚並べる。それは
厨子の棚が三段あり、それぞれの棚に唐菓子の菓子器を五枚ずつ並
べるという方法を採るものである。以下第一基には木菓子十五枚を
三段に配置し、第三基・第四基に同様にして千物を三十枚配置する

という方法を探るのである。

なお庭中には「列立榎辛櫛、屯食〔飯酒魚菜百具、分有東西版位
南三許丈立之（略）〕」とあるが、それについて、

殿上記云、飯百櫛、酒百缶、屯食百具、一具中取一脚各置中折

桓十合、就中二合菜子、二合鮮物、二合甘塩魚、二合干物、一
合塩梅、一合土器箸等

とある。これらは庭中のひとへの饗膳で屯食その他が供せられた
わけであるが、この際の「二合菜子」の内実は明らかでない。交葉
子が主で唐菓子は用いられなかつたかも知れない。唐菓子は一般の
公家の食用ではなく、やや高級の人士の食用であったかと考えられ
る。

次に天皇遠御後については、次のとくである。これは「西宮
記」にはば同じだ。

所司立王卿座如節会、内膳弁御膳、造酒置酒器、主膳弁太子餠
〔古盤引相額、不用敷物、先居朱馬頭盤、銀箸七、唐菓子木菜
子各四種、盛朱器、自余皆用朱器（略）〕

次に、大江医房に「江家次第」の著がある。これは一条兼良の「江
次第抄」や「中外抄」等では後二条関白御達の姿勢を受けて撰述し
たものとされている。医房は天永二年（一一一）十一月に七十一で歿
している。ところで「江家次第」ともなると、記述の姿勢に質的な
変化が生じ、従前の「西宮記」や「北山抄」に見られない観点

の導入されていることを感ぜられるを得ない。「内裏式」等の官撰位
有職書から九条流・小野宮流等の公家による有職故実書への転換に
ついてかつて竹内理三氏が次のように述べられたことがある。

朝儀典禮に關しては、平安時代の初期以来、弘仁儀式・内裏式
・直魂儀式などの撰修があつて、一応の型は示されたのである

が、これらのいずれも官撰であり、官省寮司を中心とした儀式
典礼の次第であった。然るに政治が撰闇中心に行われ、政治上
における個人主義が抬頭するに及び、儀礼においても、個人の
行動が重視されるようになった。この傾向は、やがて官省中心
に次第作法を示した從来の官撰儀式のみでは、公卿の實際行動
の上に不満を感じしめるに至つた。公卿は、臨時恒例、その他
あらゆる朝儀における場合々々の一挙手一投足を規定した標準
型を示したものと欲するに至つた。蓋し前述の如く、政治生活
における個人の行動が重視されることとなつたため、公卿達の
行動は、文字通り衆人環視の中に行われることとなつたからで
ある。

そのような政治的環境の中で、「やがて公卿達の政治生活は、朝
儀典禮の型の中にはめこめられて行つた。而して朝儀典禮の型を知
ることは、公卿学の最たるものとなるに至つた」とされる。朝儀典

礼の型を知ることを、公卿にとってその教養学むしろ學問そのものとし、それを公卿學と呼ばれたわけであるが、たしかに公家におけるそのような精神的風土の昇華の結果が、のちの「徒然草」に所謂「又有職に公事の方、人の鏡ならんこそいみじかるべけれ」となるわけである。

ところで、その官撰の有職書から公家の有職故実への転換ということは、たとえば「西宮記」や「北山抄」における「皇太子加元服儀」における式場の準備の件などに顕著に見られる。即ち挙式の前一日に蔵人が雜色・非雜色を指揮して仁寿殿における用具・器具の整備する手順とか当日早晨に各寮司から送達する諸必要品の一覧を作成する件などは明らかに責任者としての蔵人の頭や別当のためのものである。蔵人は天皇の家政機関であり、蔵人所の新設が天皇権力の拡大に重要な意義を担つたが、藤原時平が蔵人の別當を新設しそれに就任することによって天皇の政治体制が蔵人頭を中心拡大することに対する章制をはかったことはよく知られているし、また蔵人所一般の掌摺が藤原氏の繁栄に重大な影響を持ったことも知られるごとくである。皇太子の元服は國家的行事ではあるが、より端的には天皇の家政機関としての蔵人の責任に帰するところが最も大きい。したがって、蔵人となる可能性を持つ家柄の者にとって、もしくは皇太子の外戚となる可能性を持つ家柄の者にとって、その

行事責任者としての立場から、皇太子の元服の儀式についてその設備等の一切にわたって知悉し、その行事次第の細部にわたって精通し、その故実の一いちについて熟知しておくことや、それによって儀式を大過なく運用することもに他流の者から行事の進行に関するあざけりを受けないようにはすることは、必要にして不可欠な条件であつたろう。竹内氏の言われるようく政治上の個人主義が進展し行事においては各個人が衆人環視の中にあることによって公卿學としての有職故実の体得が重要視された、ということもあるに違いないが、それ以上に焦眉の急としてそれぞれの行事責任者の地位にある者にとって緊急の場合における行動基準として行事の細部にわたる規格があらかじめの用意されてある必要があったのである。それは官省中心のそれではなく個々の当事者自身のそれである必要があり、そのような観点から有職故実書は編纂されていくことになるのである。

「西宮記」や「北山抄」の記述に比較すると「江家次第」には細集上の差違が見られる。たとえば前書の記述が殿舎内の諸御衛から始まるのに対しこれは南庭の掃除や長樂門・永安門の開門から始まるというふうに、関連部門の範囲も拡大化し、行事の進行もより体系化し、旧記を参考したり近代における変遷を述べたり要注意についての補注的記述を加えたりもしている。ことにきはだっていること

は、行事食についての細部にわたる記述の多くなったことである。

従前の記述では唐菓子・木菓子などの総括的分類名を記述するにどどまつて、それらの部分名を記述することがほとんど見られなかつたのに反して、「江家次第」ではほとんど常にその部分名を挙げるし、個々の食品の供進やその撤去などについても逐次記述するといふうである。ところで、問題を唐菓子に絞つてみよう。次のような記事がある。

一 東宮御元服 (略) 母屋西壁下立糊厨子四基南北一軒傳家被奉、威儀御膳。家司相副入、自日華門、到東軒廊傳献之、入辛楣五合、唐菓子十五枚、次木菓子十五枚、干物卅枚、又次卅枚、宮坊司雜役人等居之、以上花盤盛之、其花盤広八寸、盛高八寸、例一尺盤也、而八寸作之、可為速例。

右の記述では、威儀御膳を傳家より奉獻することに関する記述以外は「西宮記」や「北山抄」に同じい。ところが次の記事相当項では両書が唐菓子・木菓子という分類名とそれぞれの数量四種とを記述するにどまつていたのに反し、これではそれぞれの食品の各素材名を挙げている。

二 同 (略) 南廄西第一間差南去東西行舎草四枚、其上双立朱御台盤一脚、南台盤居胡瓶一口、北台盤酒海御盞杓等、並金銅、皇太子御座前立朱漆四尺御台盤一脚、兼供朱

漆馬頭盤并木菓子四枚、松実、柏实、石楠、英、唐菓子四種、蝦蟹、桂

心、點心、餡餅、並以朱漆盤盛之。

公家の行事食においては四種物という組合せが好まれた。それは菓子の下位分類としての四種、即ち干菓子・木菓子・唐菓子・粉餅のそれぞれについて行なわれたが、その四種の内実は早くから定まつてしたものと思われる。おそらく四種を一括するという方法の確立するとまも定まつたものと思われる。したがつて「北山抄」において「唐菓子四枚・木菓子四枚」と記述されているものについては、その具体的食品は「江家次第」と同一食品であったと比定してよいのである。唐菓子の四種物としては他の組合せも可能であった。それに二種ある。

三 元日宴会 (略) 内膳入、自月華門供御膳、翌辰時、内膳別當公起と膳相之、正以下令史等又手前行、膳部相從、正令史等立飯、令史等三司印、膳部八人相並置、南院第一殿、女女等相取供之(略)、供一八盤、毎物有三品、一、酢・酒・塩・醋・胡椒・薑・桂・點心、諸臣諸使共立、進物所於西階受御盤、供次々膳、自酒膳(伏之)、餡餅、桂子、點心・餡餅・团晉、次給臣下餌餅、次御等下、與之等者、臣下園下、署、

これは元日の宴会に唐菓子を天皇に供進する項の記述の一部である。その八盤の中、「酢・酒・塩・醋」の四種は調味料で、それぞ

れ別個の用器に入れて供進し、食事者が自らそれを自分好みに調合し、食品に味付けして食べる。この場合、唐菓子にそれらの調味料が添えられたことになる。それらの食品を膳部の八人が搬入する。膳部は大宝令では大膳職に所属する技官である。大膳職には技官として調味料を担当する主膳と菓子・雜餅を担当する主菓餅と調理を担当する膳部とがある。令の制度からすれば、八人の膳部が搬入したということは異例である。當時、唐菓子は膳部の所管であったと見られないこともないが、令の職務規定からすれば唐菓子は主菓餅の職務の一つだからある。ただ主菓餅は令に二名とあるように小人数であるため、この種の役務は膳部の分担となつたのかも知れない。そのことのほかにもこの時期までに職務分担・定員等に変化のあつたことも当然考慮すべきではある。なお御盤を西階で受取るとされる進物所は内膳司に所属する。

ところで、右の記述に見られるように、四種の調味料のほかに第一組の四種の唐菓子が同時に供進され、ついで次に第二組の四種の唐菓子が供進される。この四種の調味料と一组の唐菓子とが供進されるのは、唐菓子の供進における一つの型として「江家次第」では合わせて七回現われる。それらは、右のほかでは、(2)七日節会、(3)踏歌、(4)新嘗祭節会次第、(5)大嘗祭辰巳、(6)同巳日、(7)同午日、のそれぞれにおける儀式においてである。それらの儀式において

は別個の用器に入れて供進し、食事者が自らそれを自分好みに調合し、食品に味付けして食べる。この場合、唐菓子にそれらの調味料が添えられたことになる。それらの食品を膳部の八人が搬入する。膳部は大宝令では大膳職に所属する技官である。大膳職には技官として調味料を担当する主膳と菓子・雜餅を担当する主菓餅と調理を担当する膳部とがある。令の制度からすれば、八人の膳部が搬入したということは異例である。當時、唐菓子は膳部の所管であったと見られないこともないが、令の職務規定からすれば唐菓子は主菓餅の職務の一つだからある。ただ主菓餅は令に二名とあるように小人数であるため、この種の役務は膳部の分担となつたのかも知れない。そのことのほかにもこの時期までに職務分担・定員等に変化のあつたことも当然考慮すべきではある。なお御盤を西階で受取ると

は、内膳が月華門より入るか日華門から入るかなどの小異はあるが、巨視的には全く同一の様式で奉行される。つまりこれらの儀式において、天皇には八種の唐菓子を供進し、臣下には饅頭を給付するという方式になっていたわけである。なぜそれらの儀式に唐菓子が使用されたのか明らかではない。唐菓子の使用は行事食における中國風の模倣である。したがって中国の行事を輸入模倣した場合とか、わが国の行事を大きく中国風に編成しなおした場合とかにはそのことは生じやすい。また「西山抄」の「御元服儀」と「皇太子加元服儀」の項に見られる次のようなことも参考になるであろう。

〔佛殿白木八足机三前、就中二前居酒具、居八足小机二前、居御酒肴、唐礼設施肺脢、今代以乾鰐鰐蟹、並用陶器木匕、覆以白細布、小机敷布、元慶式、南廂之東設之、又用土坏云々（御元服儀）

○祝日云々、〔祝声如尋常之謡音、延喜用唐礼第一祝、忘和同礼第三祝〕（皇太子加元服儀）

即ち延喜・忘和の頃には祝声にも唐礼を用いるなどと宮廷儀式の唐礼化が行われた。この場合の「唐礼」は天平七年吉備真備が帰朝の際に将來したといわれる「唐礼（永徳礼カ）」一三〇卷（続日本紀、「天平七年四月辛亥」）であると考えられる。いずれにせよ、そのような唐礼化の一端としてある種の行事式に唐菓子の導入された

ぐとは大に可能性の認められることがある。

次に別種の組合わせとして次のようなものの使用されることがある。この場合は、「和名抄」に「楊子漢語抄云結果形如桔桔和名加久乃同和」とあるもので、これが他の二種の唐菓子・木菓子および椿餅との組合わせで用いられている。これも旗赤(籠)切と塙・箸とを添えることになっていたようである。

四脚当御帳東第二間中央、東西兩行設親王公卿座鋪紺布盃

絵慈代、其前立朱台盤五脚、弁備饌饌(略)以三七寸朱漆盤一

盛(菓子)、每四尺台盤六杯、八寸台盤十二杯、其葉加久絹一杯、鰯盤・鮎頭一杯、大柑子一杯、干柿一杯、精磨一杯、成依(當時)在、其南北以三土器、

匂(御席印并塙等)、(元日宴会)

また偶餽・桂心を梨・棗と組合せることもある。これは唐菓子二種と木菓子二種とを組合わせて他に配するものである。
國坊司弁備饌饌、中角物十二前、縫廿四前、每寸白牛物
中角物十二前、毎寸白牛物、縫廿四前、每寸白牛物
ニ楓、生齒一百、以上盤広四寸、窓坏物二杯、箸台一、追物二種、
汁、粉熟飯、件番役也、成牌召國々菓子鮮物、(東宮御元服)
これらのはか、索餅と餌餅との組合わせ、餌餅単独・餅餌単独の使用例はきわめて多く見られる。それらについては今は省略する。またそれぞれの行事食におけるこれらの職能には多くの詳説すべきものが認められるが、それらについても省略する。

「江家次第」について注目されるのは「類聚雜要抄」である。ほ

ぼ王朝時代の末頃の書物のようで、主として公家の記録類に基づいて宮中行事に関する器具・装束・室内裝飾具・饌膳等について解説したものである。従前の有職故実書が行事の室内装束具・器具類の配置法や行事の進行等に重点を置いて記述したのに対し、これはそれらとは全く相違方針を異にする編著である。即ち、これは宴席、庭中・帳殿・立度・屏風・調度・装束等について差別類を中心とする点において際立った特色を持ち、更にそれに因連を持つ行事の記録の摘要を多く挙げ、それらの裏付け、もしくは同様の行事にお

四五其前立朱台盤五脚、弁備饌饌、(略)其葉子二、加久絹一杯、偶餡黏臍各一杯、木菓子一杯、甘栗作菓子一杯、椿餅等歟、或依(當時所在)、其南北以三土器居腹赤切并塙等、

(七日節会裝束)

ける参考資料とする点にすぐれた特色を持っている。ことに行事食の置膳の配置法などは本書があつて初めてその実態の一端を知ることができるのである。本書における唐菓子に関する記述は簡単で、次のようなものが認められる。

〔餌餠・桂心・點臍・餌餠（母屋大饅。饅慮差図。尊者前）

餌餠・桂心・點臍（同。東上公卿前）

餌餠・桂心（同。殿上人諸大夫尊者之前御前）

〔〕菓子八種。餅生麿二種、四十八枚。各長八寸。弘一寸。三並六重。伏菟廿四枚。各長八寸。内并卅一枚。（略）

橘栗串柿（保延二年十二月日內大臣臣真殿御大饅差図）

〔〕居物次第。初干物（略）次菓子小餅。唐菓子。枝柿。小柑子。橘栗。

野老。柑栗。甘栗。次若預第。

〔〕の唐菓子のうち尊者前は「江家次第」における四種物に相等し、同じく殿上人前は二種物に相等し、東上公卿前は両者の中間に相等する。これによって三種の組合せも行なわれたことが知られる。「三種菓子」という用語は「厨事類記」に見られる。()では菓子八種の中に伏菟・鈎の二種の唐菓子と、大柑子・小柑子・橘・栗・串柿の五種の木菓子と、餅とが含まれたことが知られる。本書では餅も菓子として扱いを受ける場合もあることが知られる。これでは、菓子と餅との区別が必ずしも明確ではないと言えるである。

う。室町時代の食物関係書では餅が菓子の中に含められることになっているが、それとの関係で注目すべき記述である。()では唐菓子が別扱いとなり、しかもその具体的な名称がないこと、小餅・椿餅が菓子の中に含められていること、野老が同じく菓子の中に含められていることに注意される。

以上のはかにもたとえば「吏部王記」天暦四年八月五日の項に「百日餅、唐菓子木菓子餅干物各八種」の記述を持つことなどが知られているし、また「建武年中行事」の正月の項に次のようにもある。

くだ物もとより御だいばんにあり。ばとうばんはしかいおなじくあり。臣下のだいばんにも。くだ物はしかいかねてすへたり。はれの御膳四種已下八ばん供しぬれば。やがてわきの御せんを供す。もし程へば内弁もよほす。（略）おほよそ御ぜんのくさと。その名はあれども。その姿いづれともわきがたし。内膳などたしかにいまだたづねとはず。てんせい・ひづら・かっこ・けいしんなどやうの物なり。こむとん・さくべいはめちかきものなれば。さだめて人もおぼつかなからじ。内弁臣下のこんどむをもよほす。（略）

これらの日記類や年中行事類のように断片的な記述は持つにすぎないものについては、今は触れないことにする。ところで、唐菓子

の職能について、宮廷の行事食におけるものは趣を異にする他の

一つを挙げておかねばならぬ。それは神饌の一つとしての職能である。唐菓子は宮廷の行事食においても天皇に対する饗膳によく使用されているが、そのことは即ち神饌としての使用の可能性を示唆するものであり、またそのような指摘も早くからあった。現在では管見の範囲では春日神社のそれが知名である。「別冊太陽」十四号の「料理」号に春日大社若宮御祭の神饌のカラー写真版が載り、その中に唐菓子の餡餅がある。それに、「餅を油であげたもの」との解説が付いている。ただしこの解説のことくなら、その製法は古のもとのは大きく改まってしまったと言わねばならない。源芳野編「菓子図攷」所載の「唐菓子図攷」に餡餅としては春日社御膳所用・下鴨神膳所用・祇園神供所用の図解が所載されてあるが、それらのいずれとも相違しており、伊勢貞丈の「神供并十種菓子図」の「伏兔」の図解とも相違しているからである。「菓子図攷」にも「唐菓子(略)漸節会神供などの折ならでは不要の物となりて拾芥抄の頃は其形は製も古とはやく異になれりけらし但大膳内膳及諸神社にのみ伝りて世人の常見ぬ所々に存れるは有職の書より不審しむるにあらず」とあるが、今は神社でも古の製法をとどめぬようになつたのであろうか。さて、延喜式には唐菓子をすでに神饌として使用することを記述している。即ち、「神祇七」の巻の践祚大嘗祭の

神御雜物の項に次のようにある。

凡供・神供・雜物者。大膳職所・備。(略) 勾餅宮五合。末豆子宮

五合。大豆餅宮十合。小豆餅宮十合。捻頭宮五合。梓燒宮五合。
上六種。別給三枚。○祭畢山坏已上。皆置。山野淨處。余皆頌

給諸司。(略)

これによって勾餅や捻頭の類が神饌とされていたことが知られる。ただどの種の唐菓子をどの種の神饌として供するかなどのことが固定していたかという類については明らかにすることはできない。

ところで、「厨事類記」の解説に立戻る前に「和名抄」の記述に触れておくなり、その「餅類」の項には、「餅・餅脇・糉・餡・餡餅・糰餅・結果・捻頭・粉熟・餛飩・餽餅・餽餅・點臍・餡・餡子・欽喜團」についての解説を挙げ、更に「今案俗脱梅枝・桃枝・餛飩・桂心・黏脚・餛飩・餡子・团喜・謂之八種唐菓子」としている。また遙かに後のものではあるが、「拾芥抄」の「飲食部」に「八種唐菓子 梅枝・桃枝・餛飩・桂心・枯脚・餛飩・餡子・團子」とある。

「厨事類記」では八種唐菓子について、その製法が次のように挙げてある。この頃にはその製法がかなり曖昧になっていたものと思われる。

或説云。モチキケナキ米ヲシロメテ。コニツキフルヒテ。シトギノヤウニシトオテラシヒラメテ。ユヲサラサラトワカシテ。湯ニウクホドユデ。又ウスニイレテ。メデタクツキアハセテ。トリイダシテ。ヌノヲラシテ。ソレニツ、ミテ。ヌノノカタハシラアゲテ。サマサズシテ。スコシツ、トリテ。何ニモツクル也。風説云。ユヅルトキ。ナマ大豆ノコヨクツキテフルヒテ。コノコネタルコニウチハフリテ。ヨクヨクツキマゼテ。マメノコニシララスコシ入テツキアハスベシ。サテ何ニモツクルベシ。マメノコラツキマズル事ハ。サムレドモヤハラカニツクリヨキ也。又説云。小麦ノコラグスベシ。イロノクロク。アカクマダラニテヨキ也。ツクリテノチハ。ヨキアララコクセンジテ入ベシ。秘説云。アラナノハラ。アラノケテアブラン入レバ。火ノツキテモユルガキユル也。

ここに挙げる四説はいずれも製品のための荒筋えの段階であるが、まず原料が米を精白して粉にしたものをおこなうように丸め、それを湯に茹で、臼で搗き、濡れた布に包んでおいて、それをいろいろ形に作る、というのである。それから各種の食品を作るにはいろんな法がある。

さて青木正児博士は「愛餅余話」(全集・第九卷)で、まず「説文」の本文を解説して、「これを要するに、餅は麦のこなを原料とし、餅は粟・黍・稻などの米のこなを原料とした食品である」とされ、更に餅の種類について次のように述べておられる。

凡そ餅の種類の派生を考るに、先づ第一に之を熟する方法、第二に已

に「駄名」に言つてある通りに其の形状、第三に之に加味する材料、此の三件の考案に因つて次第に複雑なる様相を呈し、従つて色々な名称が与へられて来たのである。

「熟法」によるもの。之を大別すれば、蒸餅・焼餅・湯餅・油餅の四種を出ないであらう。明の周折の「名義考」卷十二に餅の種類を説明して謂ふ。火で焼いたのを焼餅と曰ひ、巨腹を付けたのを胡餅と曰ふ、即ち今のは燒餅である。水で煮たのを湯餅と曰ひ、亦煮餅と曰ふ、即ち今の切麪である。蒸したのを蒸餅と曰ひ、又餡餅と曰ふ、即ち今の饅頭である。饅のやうに捻ったのは環餅と曰ひ、又寒具と曰ふ、即ち今の中の饅頭である。是は能く其の要を尽している。但し最後の環餅は油で揚げたのであるから、熟法で分類する為には油餅と云ふ名で呼んだ方が統一せられて合理である。(略) 次に油餅は是等の文献に其の名こそ見えね、「要術」所載の「環餅」、「一名寒具」なるものの如きは油で揚げた餅であった。即ち唐の劉禹錫の「寒具」の時に「碧油煎シテ嫩薄深シ」と詠じ、店の李絳の「尚書故実」に晋の桓玄が或時晉書を客に餌せたところ、客が寒具を食った手を洗はないで晉書をいぢって其れを汚したので、以後客に寒具を出さぬこととしたと有る。是はつまり寒具の油で手が汚れるからである。

餅の製法をまず大きく三分類し、更にその第一の熟法によるものを四分類される。それで、環餅は材料を小麦粉とし、これを油で揚げた餅である、ということになる。この環餅はわが國に導入され、それを「和名抄」や「新撰字鏡」ではマカリと呼んでいる。マカリという和名はその形から來したものであるが、中國書にはその形体の記述は多くない。青木博士の挙げられた「名義考」には「經而食

者曰「環餅」又曰「寒具」即今餃子とある。「齊民要術」には「餅法第八十一」に

細環餅截餅環餅一名寒具 須以「蜜圓」水浸「芻」若無蜜煮「筍取」

汁 牛羊脂膏亦得 用「牛羊乳」亦好 令「餅美脆」

とあり、油煎のことには及んでいないが、その点について青木博士は、此の操作の叙述を省略したのであり、その脆美なことを称して「入口即碎 脆如凌雪」と形容しているのは、それが油煎である証拠としておられる。もとも「笺注和名類聚抄」は「齊民要術」要としたのであろうし、明末の李時珍も「本草綱目」の穀部に「寒具」の項を設けて解説することになったのであろう。李時珍は環餅・搾頭・餹を同一食品の別名と解してこれを寒具で一括している。

齊環一名環餅 用「秘稀屑」水蜜浸之 強沃如湯餅麵 手搾團

可「良八寸許」尼合西頭相處「膏油煮之」

とあるのを引用し、「和名抄」の著者が「環餅」の解説に「文選」を引用するが原書にはその本文がなく、恐らく「唐韻」を「文選」と誤ったのであろうとし、更に膏と環とを二物と誤解したらしいが、一は「以蜜若牛羊脂乳浸之芻」、一は「以蜜和米芻麻油煎成、並可稱寒具」、それでその著者は結局合わせて一になると考えたのであると解説しておられる。

「通雅」には「粧粧・齊環・安乾・餹餅・餹塊・環餅・餅捲・餅糰皆寒具稻子也」とある。寒具とは冬期寒冷にして食の得がたい時のための保存食であり、李時珍の「本草綱目」には「冬春可留效

月及寒食禁煙用之。故名寒具」とある。環餅の実体は中国でも早くから分らなくなつたのである。晚唐の段成式の「酉陽雜俎」には卷七の飲食には寒具の語を擧げるのみで解説はない。元代の「居家必用事類全集」の「庚集・飲食類」には混鴉食品十四条・乾鴉

食品十二条・從食品十二条等が載るが、それらにはその名を見ることはできない。それで明代には周祈の「名義考」のような考証を必要としたのであろうし、明末の李時珍も「本草綱目」の穀部に「寒

具」の項を設けて解説することになったのであろう。李時珍は環餅・搾頭・餹を同一食品の別名と解してこれを寒具で一括している。即ち、寒具の别名には次の解説が見られる。

搾頭 搾其頭也。環餅、象環劍形也。餹、易消散也。服虛通俗文、名之餹。張揖廣雅、謂之餹餅。楚辭、謂之餹餅。餹。雜字解詁、謂之齊環。

即ち、頭の搾れているのを搾頭と言い、環劍の形になつてゐるのを環餅といい、口中で消散し易いというので餹と名づけたのだ。し、外形は違つても本来同一素材を使って作った食品だというのである。また集解には次のように解説してある。

錢乙方中有「搾頭散」。葛洪肘後有「搾頭湯」。医者不載。按鄭玄註周礼云、寒具米食也。賈思勰要術云、環餅(略)、林洪清供云、寒具搾頭也、以「糯米」和「芻」、麻油煎成、以「餹食」之、

可留月余、宜熟烟用。觀此則寒具即今餠子也。以粘粉和第入少鹽、卷索紐捻成環剝之形、油煎食之。劉禹錫與時云、手搘成玉串、碧油煎出嫩黃深。夜來春曉無輕重。压搘住人懶背金。

即ち「鄭玄註」や「齊民要術」や「活供」を引用し、その結論として、環餅は、稻粉で麩を和し、少量の塩を入れ、索や紐で捻って環鉗の形に作り、麻油に煎じて食うものだというのである。中國書には「庶物異名考」「李綽尚書故實」「丹鈐總錄」等に類説が見られるが、李時珍の解説が最も精しい。わが國の上代では環餅は吳床餅とも久良形とも呼ばれたことが正倉院文書から知られる。アグラは寝所等の用のために高く大きく設けられた座とされ、吳床はそれの漢字表記であろう。吳床とは脚を左右X状に交叉し、尻うけに革・布の類を張つたものと考えられ、マガリという語とは矛盾しない。また「和名抄」に「形如藤葛」とあるのが唯一と言つてよい。

「厨事類記」は「マガリハ。ツネノゴト」とするが、それは常用されていていたので特に解説するに及ばなかつたのである。ついでに言えば、後世のものでは「葵子園攷」に、大惑體所製・下鵠頭神體所用の形を圖り、その一に「柏油或以麻油揚之曰任也ト」「勾餅制以小麥粉製之以油揚之號曰任」とし、「貞丈雜記」に次の解説が見える。

まがりとごふものあり、環餅と書く也。もち米の粉をこねて細くひねりて輪の如くして胡麻の油にてあげたる物也。其形輪の如くまがる故まがりと云也。環の如くなる故環餅と書也。累ともいふ也。なお「土佐日記」の二月十五日の条や「拾遺集」の物名にある和歌は、「古事類苑」に引かれるので、広く衆知のことである。

京へのぼるについでに見れば、山崎のこびつのゑも、まがりのほらのかたも変はらざりけり。うる人の心ぞ知らぬとぞいふなる。

霞わけいまかりかへる物ならば秋くるまでは恋やわたらむ
ところで、既述の如く延喜式には唐葉子を神饌としたが、中國にも類似のことがあつた。即ち、「格致鏡原」「通雅」所引に次のものがある。

春詞用「愛頭餌餅餌餅牟九。夏秋冬亦如之。夏祠別用「乳餅」。
冬祠用「環餅」也。(盧闕祭法)

夏鷹乳餅。秋鷹「雀瑞餅」。冬鷹「白環餅」。(范注祠制)

ところで青木博士が「形状による餅の種類」として挙げられたものに「祝名」の鰯餅と索餅がある。鰯餅はその形状がさそりに似ているために命名されたのであるべく、索餅は「正倉院文書」を初めとして有職故災書等に頻出するもので和名を斐卿とも言ひ、麴類で楓の如くに太いものを言つ。「齊民要術」には環餅と餌餅とを併

説し、「環餅一名巻貝 截餅一名蝦子」とすることから、両者の製法はほぼ同様く、環餅を中から切断したものを截餅と言い、その形体上の類似からそれを蝦子とも言つたものであるべく、「祝名」の蝦餅に相当するものである。「和名抄」に環餅をマガリと謂じてゐるが、わが国のマガリは中國の環餅よりも截餅の製法を伝えたものであろう。以上は青木博士の説を中心にして、若干の用例を補つたものである。それは蝦餅という用語とマガリという和訓との内実への推定より推測されたものであるが、それを積極的に肯定するに足る論拠を私は持たないし、同様に否定するに足る論拠も持ち合はせていない。

次に、八種唐菓子のうち梅枝・桃枝・桂心かとされるものについては、「厨事類記」に記事がある。

御前物ノ唐菓子ヲバ。コメノ粉ヲシトギニシテ。レムギニテウスクヲシヒラメテ。ナガサ八分バカリ。ヒロサ二分バカリニモトヲホソキヤウニキリテ。フトキカタヲ四ニキリカケテ。中ノ一ヲサキヲトリアハセテ。ソクヒヲ赤モ青モシテ。サキニツケ粉ノアラモトイフカゴマカケルトリテ。ハナニソメテアブランニアハセテホシテ。ベチノニナリタルソソノソクヒノサキニツケテ。ウヘニ三十三許セルベシ。シナヲクベシ。ハタヲバモリモノ。タケニキリテ。ソクヒヲスリテアラレタヌリテ。メグリニタテ。ウヘヲバハリフタギテ。同色ノノリバカリヲヌリテ。ソノ上ニナラベモル也。桃枝・桜枝・桂心歟。

此はこのような製法でもあるうか。米の粉を餅状にして茹で、

それを平たくし、長さ八分幅二分ほどにし、本を細く先を太くし、太い方を四つに切り、中の二つは先をとり合わせて、ソックイを赤や青にした物をその先に付け、また小米の類に胡麻を掛け、花で染めて油で煎つて乾し、バラバラになったのを、そのソックイの先に付けて、三十三ほど盛る。種類を多くする。それらを桃枝・梅枝・桂心というのであるうか、とするが、その解説では委細は明らかでない。なお「厨事類記」には、「ケイシムハイシ。タウシハ枝アルベシ」ともする。それぞれの花をかたどったものであろうか。これらのはかでは中世およびそれ以前のものには詳細を明らかにすることができるものを見らない。ただ伊勢貞丈編の「神供井十種菓子図」のうち十種菓子図にその手掛りとしうるものがあるのみである。それには桂心・梅枝の図解があり、桂心には粉状のものを塗ることを示すと思われる図解がある。梅枝は三叉状に近い作り菓子を思われるもの（「菓子図攷」の「春日詞神饌所用」の梅枝の図解は筋肉鎧錠用の鉄亞鉢に近い形である）、ただし枝は添えてない。桃枝の図解はない。なおこれには次の附記がある。

右三角之印（注、足見と腰見）之外は色を八種之唐菓子トテ晴御膳ニ戒申候御心得ニ左ニ書記候 何茂園子也
禁裏御板元などは取扱無之 御献方高橋一家より相務候趣ニ候

御献方大秘事物故漸相知レ候

あとで解説によれば、伏見宮のゆかりの人を介して写しを入手できた由である。この高橋家は古くは「高橋氏文」を持ち、平安朝には内膳司の長官を務めて玉食の供進にゆかりのある家柄で、「江家次第」にある唐菓子の製作に直接関係した家柄でもある。この十種唐菓子は高橋家だけが務める、というのであり、これはそれからの写しであるというのである。なお中国における梅枝・桃枝・桂心のことは知らない。先学のこれについて論じられたものも管見はない。

八種唐菓子中の黏膾については、「和名抄」に「油餅名也 黏作似人形膾也」と解説している。これにより餅を油で揚げたものということとその形が人の形に似ていることが知られる。しかし「厨事類記」には、「テムセイハ。ウヘマロク。下ハヒラタクテ。ナカクボナルベキ歟」と述べている。既に形体に違いができるようにも思われる。貞丈の「神供井十種菓子図」において「三節会脰之御脰十種菓子之指図」の項に挙げる図はまた違う。古代の曲玉の太めのもの、といった形に書いてある。ただこれには「油餅」^{アブラアケ}と附記してある。これについての中日の文献を知らない。青木博士その他の先学のこれについて解説されたものは管見ではない。

八種菓子中の餠餡については「和名抄」は「唐韻」を引用して「餠名也」とし、また「俗云比知良」とする。比知良は餠が促音である

ことを現わすものであろう。「唐韻」にいう餠は米黍粟豆等の小麦以外の穀粉を原料とした食品の総称であるが、源順がそのことを承知して「唐韻」を引用したかは明らかでない。また、「和名抄」からはその形体については知ることがない。「厨事類記」には、「ヒラハヒラタクウスク」とある。後の「菓子圖攷」には図解はなく、「神供井十種菓子図」は円形に図示し、「焼目付」と註記する。

餠餡については中國の若干の文献に解説がある。しかしその形体等を知るべきものは全く見られない。たとえば、その語源については民間語源説的な解釈が「資暇錄」に見られる。

馬羅者落畢氏羅氏好食此味 今字從食非也

「通雅」には次の解説が見られる。留意すべきものであろうか。ただし「通雅」は後世の書なのでたちには信じがたい。

炬粧則紐形者。餠餡有_レ炬者。餠餡者則粉和餠者。古所謂容餠也。此皆可_レ克_レ乾物。

炬のあることは「和名抄」にもなく、「神供井十種菓子図」にもそのことはない。ただし後者における「焼目付」の意味が不明なままである。

中國においては餠餡は粗食とされていたようである。

劉崇龟以_レ清儉自居。甚召_レ物論。嘗召_レ同列_レ餐苦蕷餠餡。朝士有_レ知其齋。乃潛問_レ小倉頭。僕射晨餐何物。蒼頭実對

食洗生。朝中聞而哂之。(北夢瑣言)

この苦薬餌は餌餌の製法上の差に基づく名前かと思われるが、
餌餌にはこのほか太平餌餌・桜桃餌餌・天花餌餌などの種類があつ
たものごとくである。

集英殿宴。金国人使ニ九盡。其五日ニ群仙角太平餌餌。(老学菴
筆記)

韓約能作「板桃餌餌」。其色不变。(西陽雜俎)

韋巨源上燒尾食有「天花餌餌」。(清異錄) (未完)

注(1) 土田直綱氏「平安時代の政務と儀式」(国学院大学日本文化研究所
紀要)第三三編)。橋本義彦氏、「貴族政權の政治構造」(岩波講座・

「日本歴史」古代⁴)。佐藤宗尊氏、「王朝儀式の成立過程」(平安前
期政治史序説)、昭和五一年・東大出版会)。

(2) 日本は七世紀の中葉の大化改新頃から本格的体系的に、中國の律令
を採取する体制に入ったとされるが、中國の律令はその頃もしくはそ
れ以前から中國周辺の諸民族につきと繼承された。しかしそれら
の律令制国家を作った民族でも、必ずしも固有の律令法典を作ったと
は限らず、新羅などでは律令を創定した確証はないとされる。その時
におくれて律令体制に入った古代日本が固有の律令の創定に及んだこ
とにはそれなりの大きな意図を感じられるのである。「律令」・日本思
想大系。七五二P。

(3) 島田・食物研究史における「菓子」とその食礼。——「干菓子」に
ついて——(甲南女子大紀要)。「律令」(同)。

(4) 注三)。また島田訳注「本朝經」(平凡社・東洋文庫)における解説、

食物儀礼史における「菓子」「鳥類」。

(5) 古木正児博士・粉食小史。(古木正児全集・第九卷・春秋社)。同。
愛餅の説(同)。桜田統氏・中國食物史。(桜田商店)。

(6) 菊池京子氏・「所」の成立と展開。(史窓・二六号)。

(7) 「令」では菓子を掌る職として大臣職に主菓餅があるが、内膳司に
はなく、後宮にはそれがある。実質的には主菓餅が天皇の要請におけ
る菓餅の供進を兼任していたものであろう。大臣職と内膳司とは大宝
令によって分離したものであり、それ以前の淨御原令ではまだ分離し
ていなかつたものと思われる。大宝令で官制上は分離したものの、各
種の不備のあつたものである。攝關体制下では各種行事において内
膳司が乾菓・鮮菓は言うまでもなく唐菓子類も供進していることか
らすれば、内膳司における菓餅の所管が確立し、そのため内膳司から
供進することがなされるようになつた。後世のことではあるが、内膳
司の別當として代々特殊な位置にあった高橋氏のみが唐菓子を天皇に
供進する制度になつていた。そのことから高橋氏とともに内膳司がそ
の勢力を拡大していくたとを推測することができる(古木正児のこと
は、「本朝月令」の「神今祭事」の項に「高橋氏文」を引用して説
明してある)。なお、日野昭氏・膳部の伝承の性格(日本古書紀研究・
第九冊・培養房)において、「晉紀」にあらわれた高橋氏に関する記載
についての精細な研究が見られる。

(8) 菓は中國からの伝来食品であろう。中國書にはそれについての記述
がある。綜についてには、楚の屈原が五月五日に汨羅に投身したのを祭
とする説がある。「屈原五月五日投汨羅水死。楚人哀之。至此
日以竹筒子一升米投水以祭之」(統齊詩記)。また、漢の武帝の
とき長沙の殿閣が一人見えて亡った官吏に從つて五色糸で縛るよ

うになった、との説が同書にある。その他多くの記事が中国書に見られる。

(9) 公家の有歴故実は藤原基經の頃から始まる。基經自身は翌の決定にしついでさして意的ではなかったが、その確立を計ったのがその子たちであったため、彼の貢勳がそのまま學賞とされることになった。その子に時平・仲平・忠平の三子があり、時平は儀禮に通達された字多・醍醐天皇に仕え、自らも朝儀典禮に通じ、弟忠平は時平の繼承開始した延喜式を完成したし、儀礼も集大成した。ただ彼は著述を残さず、口伝・教説の形で子どもたちにそれを伝えた。忠平によって集大成された儀礼は、子実頼・師輔によつて二分された。前者が小野宮流、後者が九条流である。実頼と師輔との二人では、師輔の方が儀礼の粗権化に熱心であったが、九条流の後繼者たちは攝關職の独占などの政治的方面に熱心で儀礼の方はおろそかにする傾向にあつたが、それに対し小野宮流の後繼者たちは朝儀典禮の面ではすぐれた人びとが輩出し、世評が遙かに高かった。九条流も道長に至つて復興されるに至つた。実頼と師輔とは、師輔の方が儀礼の粗権化により熱心であったと考えている。その儀礼の方がより合理的であり、実頼のそれは便宜的な点が多くあったと考えられている。またこの両人が等しく父忠平の教説を受けながらその儀礼に差の差したのは、儀礼が自然発生的であり、有理・無理をもつてよしとしたため、時宜によつて多少の変化の認められたためであると考えられている。竹内理三氏・口伝と教説——公卿学系譜後編・口伝成立以前——(『律令制と貴族政權』第Ⅳ部、所収、御茶の水書房)。山中裕氏・平安朝の年中行事(『鎌倉史』)。山中裕氏・九條及び九条年中行事について(『国史学』・六八号)。

(10) 竹内氏・口伝と教説。なお、本文では、「現行西宮記に六國史・類

素国史以下、三代御記・小野記・九記等數十にのばる引用書があつて、果してその何れだけが原本所引のものであるかは不明である。」

とされ、また「ただし西宮記とも、主として當時現行の儀礼を以てせられるのが当然であり、従つて九条流や小野宮流と甚しき差がある筈はない。けれども九条流や小野宮流の如く、朝儀に列する場合々々に当つて、参列者が実際の必要上、故実を按じ時宜を考えて行った作法と異り、傍観者として記録的傾向をもつたことは、又否定出来ない。(略) かくの如き立場は、西宮記の内容をして、殆もすれば保守的・古典的・文獻的ならしめる。」とされる。

(11) 竹内氏は、「してみれば本書の大半は、九条流の人の参考に資するため作られたものであり、その稿本の出来る毎に(小野宮) 実質のものと送つて、その校訂を求めてはいるが、全体の傾向として九条流に向つてゐることは否定出来ない」とされる。

(12) 注九参照。